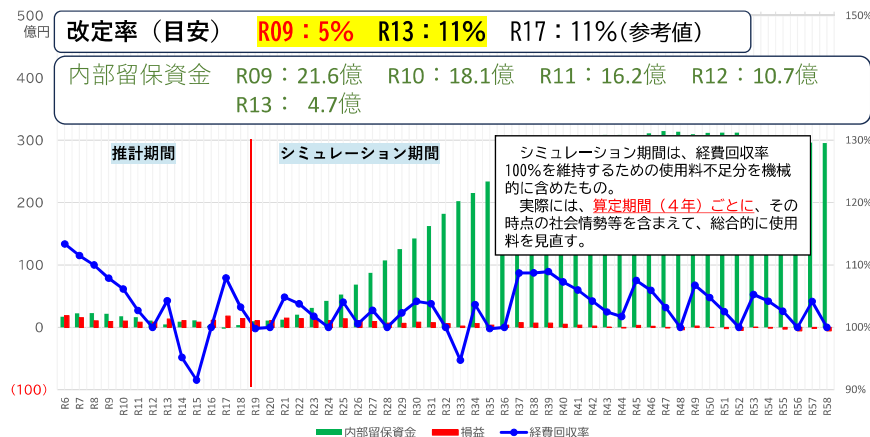


前提条件

- 起債償還期限：10年
- 改定要素：各使用料算定期間（4年間）の最終年度の経費回収率100%を維持（R14、15、33は解体事業費に補助金・起債を充当するため、経費回収率100%未満とする。）

結果の概要

- 評価点：経費回収率100%以上を維持する国の方針に合致
- 懸念点：使用料算定期間の内部留保資金が少なく、資金ショートの可能性あり

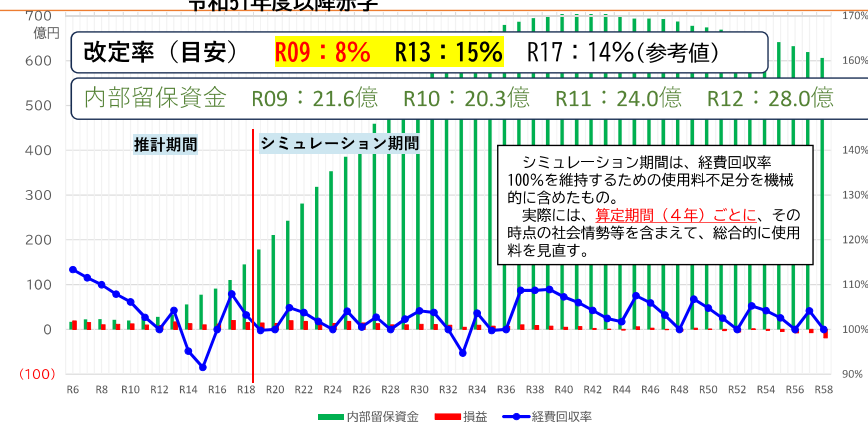


前提条件

- 起債償還期限：30年
- 改定要素：各使用料算定期間（4年間）の最終年度の経費回収率100%を維持（※No.1同様）

結果の概要

- 評価点：経費回収率100%以上を維持する国の方針に合致、今回推計期間から内部留保資金残高も問題なし
- 懸念点：支払利息増大による将来の使用料水準の高さ（P8補足資料 参照）令和51年度以降赤字



10年償還と30年償還 支払利息の比較

【前提条件】

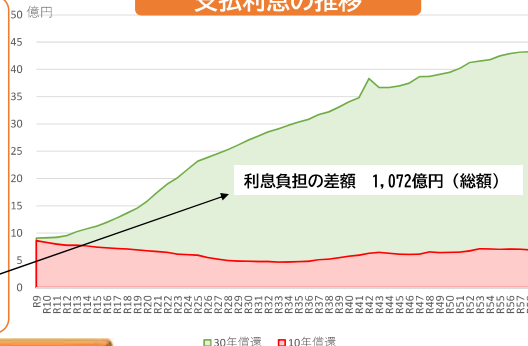
- 10年償還：R9 利率2.1%
毎年0.1ポイント上昇し、以降3.0%を継続
- 30年償還：R9 利率3.4%
(※) 毎年0.1ポイント上昇し、以降4.3%を継続

※地方公共団体金融機構の償還年限による貸出利率の差（1.3ポイント）を採用

【結果】

- 10年：R58 7億円（50年総額 315億円）
- 30年：R58 43億円（50年総額 1,387億円）

支払利息の推移



使用料改定と支払利息の関係性

- 支払利息は「営業外費用」に位置付けられ、動力費や污水管の点検費用等と同じく経費として扱われます。支払利息が増加すると費用が増加して、利益の減少につながってしまいます。
- 支払利息は、その一部について「污水公費負担額」として一般会計からの繰入が認められていますが、それ以外は「使用料で賄うべき費用」として取り扱うことになります。したがって、支払利息の増加は「経費回収率」を下げる要因になり、使用料の改定率に影響します。

前提条件

- 起債償還期限：10年
- 改定要素：各使用料算定期間（4年間）の最終年度の経費回収率100%を維持 かつ 内部留保資金の下限（約17億円）を設定（R14、15、33は解体事業費に補助金・起債を充当するため、経費回収率100%未満とする。）

結果の概要

- 評価点：経費回収率100%以上を維持する国の方針に合致、今回推計期間から内部留保資金残高も問題なし

